

警察署協議会議事録

協議会名	令和6年第2回宮城県岩沼警察署協議会
開催日時	令和6年6月25日（火） 午後3時30分から 午後5時00分まで
開催場所	宮城県岩沼警察署道場
出席者等	1 協議会委員 出席委員～千葉玲子会長、木村將昭副会長、太田朋子委員 山口美和委員、高橋佳代子委員、小野寿昭委員 引地信佳委員 2 警察署側 署長、副署長、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長 地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

**1 開会**

警察署協議会委員 9 名中 7 名の出席により、本協議会の成立を確認。

**2 報告事項**

管内の治安情勢について

署長から令和 6 年 1 月から 5 月中における刑法認知件数や交通事故発生等の治安情勢について説明がなされた。

**3 協議事項**

特殊詐欺の発生状況とその被害防止対策について

生活安全課長（以下「生安課長」という。）から、当署管内における特殊詐欺の発生状況及びその被害防止対策について説明の上、諮問がなされた。

委員 特殊詐欺の検挙率を回答願う。

刑事課長 本年 5 月末までで約 12% であるが、いわゆる「手交型」は約 48% と半数を検挙している。

委員 県内における著名人の偽広告を使った投資詐欺の発生はあるか。

生安課長 県内で 25 件、発生している。

委員 現在の特殊詐欺電話撃退装置の貸出数について回答願う。

生安課長 現在貸出中の撃退装置は 3 台となる。

委員 岩沼警察署管内で特殊詐欺電話撃退装置に関する助成制度の活用状況を教示願いたい。

生安課長 昨年 1 年間で名取市 27 名、岩沼市 22 名に対して購入補助を行った。本年からは警察本部でも補助を行っている。

委員 名取・岩沼両市との間で協定を締結している防災行政無線を活用しているか。

生安課長 締結以降、協定に該当する事案が発生していないため、活用実績はない。協定に該当しない特殊詐欺等の事案は、県警本部から「みやぎセキュリティメール」を発信し周知を図っている。

委員 昨年 1 年間の岩沼警察署管内における高齢者の特殊詐欺被害状況について教示願う。

生安課長 特殊詐欺被害者のうち、高齢者は 38% を占め、手口は還付金詐欺が多かった。

委員 特殊詐欺被害防止に向けた固定電話対策はあるか。

生安課長 当署では昨年から警察署の電話番号等が記載された「三角 POP」のペーパークラフトを高齢者宅に配付し、固定電話機脇に設置させるなどして、趣向を凝らした固定電話対策を推進中である。

委員 警察による金融機関における特殊詐欺被害未然防止のための研修をお願いしたい。

生安課長 金融機関等に対し、個別に指導しているところ、特に最近ではコンビニで電子マネーを購入させる手口が多いことから、コンビニに対する指導を強化している。

委員 特殊詐欺犯罪に手を染める若者対策について教示願う。

生安課長 警察としては、学校における「防犯教室」などを通じて少年に犯罪を理解させ、絶対に加担しないよう注意喚起するなどの広報啓発活動を行っている。

委員 特殊詐欺グループによる犯行の悪質化に伴う超法規的措置などの警察の権限強化はできないか。

警務課長 力強い提言であるが、警察は法に則って職務を遂行しているので、御理解願う。

委員 名取郵便局では金融商品等を案内するモニターがあるが、同種モニター等を活用しての特殊詐欺被害防止活動はどうか。

署長 他機関の設備を活用しての防犯活動は、費用の問題がある。しかし、そのようなものがあるのであれば、実現可能性について明言はできないものの、検討の余地はあると感じる。検討結果について次回報告とさせていただきます。

#### 4 意見・要望等

委員 七十七銀行岩沼支店前交差点設置の信号機における南進方向への時差式の設定をしてもらいたい。

交通課長 時差式信号は難しいものの何らかの対策ができないか現場確認の上、検討する。

委員 自転車利用者のヘルメット着用率向上に向けた施策を教示願う。

交通課長 昨年の県内におけるヘルメット着用率は1割で、まだまだ県民の浸透率が低いところ、警察においては、関係機関団体と連携したキャンペーンやあらゆる警察活動を通してヘルメットの着用を呼びかけていく。

委員 各交番において発行している広報紙の内容は、交番によって異なるものなのか回答願う。

署長 県民に確実に伝えたい内容はおおむね同じであるが、当然、地域性があるので、その地域性を活かした内容を若干、盛り込む場合もある。

委員 2、3年後、生活道路の法定速度が時速30キロになるとの新聞記事を見たがこのことについて説明願う。

署長 これまでも地域によっては「ゾーン30」という生活道路の最高速度を30キロにする規制をかけてきたが、警察庁において、今後、中央線がない生活道路等の最高速度を30キロにする考えが出ていることは承知している。

委員 新聞紙面でカスタマーハラスメントの記事を見たが、犯罪に至ったケースはあるのか。

署長 警察としてはカスタマーハラスメントから暴行、脅迫に至れば対処することになるし、当署でも検挙した例はある。  
警察としては、軽微な態様であっても、それが犯罪を構成すれば、厳正に対処する。

#### 5 次回の開催予定

令和6年第3回の警察署協議会は、本年10月下旬の開催を予定している。